

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（170）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2021年7月1日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2018年6月に生じた諸問題の3回目。第5章沖縄問題を取り上げます。)

第5章 沖縄の闘いの現在

I (1) 2018年6月23日、沖縄県は「慰霊の日」(太平洋戦争末期の沖縄戦で亡くなった20万人余を偲ぶ日であり、日本軍の組織的な戦闘が終わったとされる日)を迎えた。この日、糸満市摩文仁(最後の激戦地)の平和公園で県主催の「沖縄全戦没者追悼式」が営まれた(6月24日河北新報)。

(2) ①この式典で翁長知事は、大要次のような「平和宣言」を発した(前掲河北による)

私は生きている。

マンツルの熱を伝える大地を踏みしめ、
心地よい湿気を孕んだ風を全身に受け、
草の匂いを鼻孔に感じ、
遠くから聞こえてくる潮騒に耳を傾けて。

私は今、生きている。

私の生きるこの島は、
何と美しい島だろう。
青く輝く海、
岩に打ち寄せしぶきを上げて光る波、
山羊の嘶(いなな)き、
小川のせせらぎ、
畑に続く小道、
萌え出づる山の緑、
優しい三線(さんしん)の響き、

②「平和宣言」の核心は「沖縄のころ」とは“戦争の愚かさと命の尊さを学び、平和を希求するところを大事に”、と述べたことであると思う。

(3) このところを詩として見事に表現し追悼式で朗読したのが浦添市立港川中学3年生の相楽倫子さんの詩「生きる」である(その全文を記す。6月24日赤旗)。

照りつける太陽の光。

私は何と美しい島に、
生まれ育ったのだろう。

ありったけの私の感覚器で、感受性で、
島を感じる。心がじわりと熱くなる。

私はこの瞬間を、生きている。

この瞬間の素晴らしさが
この瞬間の愛（いと）おしさ
今と言う安らぎとなり
私の中に広がりゆく。

たまらなく込み上げるこの気持ちを
どう表現しよう。
大切な今よ
かけがえのない今よ

私の生きる、この今よ。

73年前、
私の愛する島が、死の島と化したあの日。
小鳥のさえずりは、恐怖の悲鳴と変わった。
優しく響く三線は、爆撃の轟（とどろき）に消えた。
青く広がる大空は、鉄の雨に見えなくなった。
草の匂いは死臭で濁り、
光り輝いていた海の水面は、
戦艦で埋め尽くされた。
火炎放射器から吹き出す炎、幼子の泣き声、
燃えつくされた民家、火薬の匂い。
着弾に揺れる大地。血に染まった海。
魑魅魍魎（ちみもうりょう）の如く、姿を変えた人々。
阿鼻叫喚（あびきょうかん）の壮絶な戦の記憶。

みんな、生きていたのだ。
私と何も変わらない、
懸命に生きる命だったのだ。

彼らの人生を、それぞれの未来を。
疑うことなく、思い描いていたんだ。
家族がいて、仲間がいて、恋人がいた。
仕事があった。生きがいがあった。
日々の小さな幸せを喜んだ。手を取り合って生きてきた、私と同じ、人間だった。
それなのに。
壊されて、奪われた。
生きた時代が違う。ただ、それだけで。
無辜（むこ）の命を。あたり前に生きていた、あの日々を。

摩文仁（まぶに）の丘。眼下に広がる穏やかな海。
悲しくて、忘れることのできない、この島の全て。
私は手を強く握り、誓う。
奪われた命に想いを馳せて、
心から、誓う。

私が生きている限り、
こんなにもたくさんの命を犠牲にした戦争を、絶対に許さないことを。
もう二度と過去を未来にしないこと。
全ての人間が、国境を越え、人種を越え、
宗教を越え、あらゆる利害を越えて、平和である世界を目指すこと。
生きる事、命を大切にできることを、
誰からも侵されない世界を創ること。
平和を創造する努力を、厭（いと）わないことを。

あなたも、感じるだろう。
この島の美しさを。
あなたも、知っているだろう。
この島の悲しみを。
そして、あなたも、

私と同じこの瞬間（とき）を
一緒に生きているのだ。

今と一緒に、生きているのだ。

だから、きっとわかるはずなんだ。
戦争の無意味さを。本当の平和を。
頭じゃなくて、その心で。

戦力という愚かな力を持つことで、
得られる平和など、本当は無いことを。
平和とは、あたり前に生きること。

その命を精一杯輝かせて生きることだということを。

私は、今を生きている。
みんなと一緒に。
そして、これからも生きていく。
一日一日を大切に。
平和を想って。平和を祈って。
なぜなら、未来は、
この瞬間の延長線上にあるからだ。
つまり、未来は、今なんだ。

大好きな、私の島。
誇り高き、みんなの島。
そして、この島に生きる、すべての命。
私と共に今を生きる、私の友。私の家族。

これからも、共に生きてゆこう。
この青に囲まれた美しい故郷から。
真の平和を発信しよう。
一人一人が立ち上がって、
みんなで未来を歩んでいこう。

摩文仁の丘の風に吹かれ、
私の命が鳴っている。
過去と現在、未来の共鳴。
鎮魂歌よ届け。悲しみの過去に。
命よ響け。生きゆく未来に。
私は今を、生きていく。

(4) この詩を前にしたとき、首相あいさつ(要旨一6月24日河北)、“沖縄の基地負担軽減に全力を尽くす。沖縄は飛躍的発展を遂げている。観光客の数はハワイを上廻った。この流れを加速させるため、沖縄振興を前に進める”という文言が平和な発

展を願う人々の心情と遠くかけ離れたものであることかと感ずる。

2(1)2018年6月12日、沖縄防衛局は、沖縄県に対し、8月17日から辺野古沿岸部の埋め立て工事を始めると発表した(6月13日朝日新聞)。

(2) ①この動きに対し、埋め立ての賛否を問う県民投票条例を求める署名の期間が2018年5月23日から始まった(7月23日が署名期間)(6月25日赤旗)。

なお、条例制定を知事に直接請求するには県有権者の50分の1(2万4千人分の

署名が必要)が必要で、署名運動の母体は「辺野古県民投票の会」である(6月15日赤旗)。

②同会代表の元山仁士郎さん(26)はその思いを次のように話した(大要)。

民意示そう

県民投票を求める運動の目的は、新基地建設の議論をさらに大きく巻き起こし、沖縄県民全体の意思を改めて確認し、表明することにあります。

署名集めは辺野古での行動に参加できないけど、辺野古に思いがある人たちの力をつなぎ、引き出します。県政与党や労組、各団体にも協力をいただけるようになり、良い流れができています。

東アジアの情勢が大きく変わろうとしています。

その中で、沖縄、辺野古に新基地は本当に必要なのか、県民の間でしっかりと議論し意思を示すというのは、歴史的に地域的に重要な意義があります。

世代超えて

署名集めを通じて、世代間の対話もしてもらえたらと思っています。沖縄戦を知る方々が少なくなっていく中で、後の世代が戦争をどのように伝えていくのかは重要です。

自分と同世代、若い世代の人たちには、ぜひ県民投票の一連の運動を通して、沖縄の基地問題に向き合ってもらいたい。

県民投票で示される民意を日米政府はしっかりと尊重して、政策を変更・決定してほしい。

第6章 「働き方改革」一括法案

I 衆議院通過と拡がる抗議

(1) ①2018年5月31日、「働き方改革」(一括法案)(8法案)(註:8法案とは、労働基準法、パートタイム労働法、労働者派遣法、労働契約法、安全衛生法など)は衆議院で賛成多数で可決された(6月1日赤旗)。(賛成は自民、公明、維新の会など。反対は立憲民主、国民民主、無所属の会、自由党、社民党、共産党)。

②5月31日、「雇用共同アクション」(労組でつくる)は、日本婦人団体連合会(婦団連)と衆院第2議員会館前で採択に抗議した(6月1日赤旗)。

③6月1日、労働法制中央連絡会(労組、

法曹団体、弁護士など)と全労連は、新宿駅前で廃案に向け宣伝活動を行った。全労連、自由法曹団、日本医労連、新日本婦人の会が抗議し廃案を求めた(6月2日赤旗)。

④また同日、全国印刷出版産業労働組合総連合(全印総連)、日本出版労働組合連合会(出版労連)、連合は大要次のように抗議声明を発表した(同日赤旗)。

全国印刷出版産業労働組合総連合会(全印総連)は、同法案は「高度プロフェッショナル制度」(高プロ)を盛り込んだ「残業代ゼロ法」だとして「強く反対し、その撤回を求める」との是村高市委員長の声明を出し

た。高プロの実態は「まさに、『過労死促進法』といってもいい法律である」と批判。労働政策審議会に議論を差し戻し、審議をやり直すことを強く求めるとしている。

日本出版労働組合連合会(出版労連)は、「採決に強く抗議する」との酒井かをり委員長声明を出した。同法案は「残業代ゼロ法であるだけでなく、働き過ぎを防ぐブレーキを外す過労死促進法と言わざるを得ない」と指摘。「裁量制よりも危険な高プロを認めることは決してできない」とのべ、参院での徹底審議と廃案を求めた。

連合も5月31日、「働き方改革」一括法案の衆院通過について、相原事務局長の談話を発表した。

高度プロフェッショナル制度(高プロ)について「長時間労働を助長する懸念」があるとして、「国会審議を通じても削除されずに衆議院を通過したことは、極めて遺憾」としている。

参院で高プロの削除などにむけた真摯(しんし)な議論を望むとともに、働く者のための働き方改革を実現するために全力で取り組むと表明している。

(2) ①ここで改めて「働き方改革」一括法案の問題点は何かを整理したい。私が目にした資料の中で最も簡潔で要点を網羅かつ鋭く衝いているのは高橋千鶴子衆議院議員(共産党)が5月31日衆議院本会議で行った反対討論である。要旨を記すこととする(6月1日赤旗)(なお番号は小田中がつけた)。

②反対討論(要旨)

①まず8本の法案を一くくりにし、与党による強引な委員会運営と強行採決がされたことに、満身の怒りを込めて抗議します。25日の委員会も、過労死家族の会のみなさんが遺影を抱きながら傍聴していました。4年前、過労死防止法を全会一致で採択し、

うれし涙を流した同じ委員会室で、怒りと悔しさに涙を浮かべていました。最愛の家族を奪われたみなさんが絶対にやめてほしいといっている、その一点だけでも本法案は認められません。

②裁量労働制のデータねつ造が発覚したことにより、該当データは撤回され、企画業務型裁量労働制の拡大は法案から削除されました。驚くことに、昨日の委員会でもまた、補正したはずの数字にもとづく資料が転記ミスで修正されていなかったなどの報告がありました。一方、労政審での審議の土台になった資料にも影響があります。特別条項付き36協定を結んだ事業場のうち、実際の残業時間が1000時間超だった事業場が3.9%から48.5%にも激増したのです。それでも労政審に報告する必要はないと居直る厚労省は、命にかかわるデータをなんと思っているのでしょうか。

③反対の最大の理由は、残業代ゼロ制度を導入し、過労死ラインを合法化することです。

高度プロフェッショナル制度は初めて労働時間規制を適用しない労働者をつくりだします。年104日さえ休ませれば、48日間かつ24時間連続勤務でも違法にならず、業務量に裁量がなく、長時間労働に追い込まれることは明らかです。

加藤(勝信)厚労相は、労働者のニーズは12名のヒアリング以外に示せず、むしろ深夜手当を出したくない使用者側のニーズの代弁に終始したのです。

単月100時間未満、複数月平均80時間という過労死ラインまでの残業は絶対に認められません。しかも、最も過労死の多い分野で上限規制の除外・猶予などありえません。月をまたいで業務が集中すれば、30日間で150時間の残業もあり得るというのでは、過労死はなくなるどころか、増える

ばかりではありませんか。

④「同一労働同一賃金」は、法案に文言すらありません。「人材活用の仕組み」を理由に、正社員との違いを合理的とする基本的内容は変わらないため、均等待遇の対象となるパートタイム労働者は1.5%にとどまり、有期労働者や派遣労働者についても極めて限定されます。これでは非正規労働者の格差固定化というべきです。

⑤雇用対策法は、憲法27条の勤労権を保障し「完全雇用の達成をめざす」ものですが、「生産性の向上」が目的の中心に据えられ、「多様な就業形態」の名目で労働者保護法制が適用されない非雇用型の働き方を増やすもので、極めて重大です。

⑥最後に、労働法制を「打破すべき岩盤

規制」だとして産業競争力会議や規制改革会議などが決めた方針を、厚労省の頭越しに労政審に押し付ける極めて異常な安倍政権に、「働き方改革」などと語る資格はありません。

⑦労働基準法は、第1条にあるように、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすものではければなりません。戦後の帝国議会で、民間の自由契約だけにまかせていては労働者の健康を守れないとして、国家が最低限の基準を示すべきとされたのです。歴史を70年後戻りさせる大改悪であると指摘し、反対討論とします。

③「働き方改革」の焦点は、高橋議員が指摘するように残業代ゼロ制度の導入、過労死ラインの合法化である。

第6章 「働き方改革」一括法案

1 抗議行動

(1) 2018年6月7日、雇用共同アクション（全労連や全労協でつくる労働組合組織）は、参議院議員会館前で抗議行動を行った（6月8日赤旗）。

①6月7日、雇用共同アクションは、参議院議員会館前で、「過労死家族の声を聞け」「8時間働けば暮らせる社会を実現しよう」と訴えた。

②同じく自由法曹団は緊急院内集会を開き、船尾団長は、「高度プロフェッショナル制度は、1日8時間の原則を根底から崩す。上限規制も残業を単月100時間未満、平均80時間という過労死ラインまで容認するものになっている」と批判した。

③6月5日、全日本教職員組合（全教）は、抗議の談話を発表した（小畑書記長名）。

学校現場では長時間過密労働が教職員を追い詰め、教育に専念することを困難にしており、労働法制が改悪されてしまえば「教職員の長時間過密労働を真の意味で解決で

きない」とした。

④6月9日、「非正規で働くなかまの全国交流集会」（主催全労連非正規センター）が東京都内で開かれた（6月10日赤旗）。

「真の同一労働同一賃金の実現へ『働き方改革』一括法は必ず廃案にしよう」とする特別決議を採択した。

⑤6月19日、雇用共同アクションは、参議院議員会館前行動を行った（6月20日赤旗）。

全労連岩橋副議長は、「時間外労働や休憩、深夜労働の制限がなく使用者が労働者を働かせる残業代ゼロ法案は憲法違反だ。違憲の法案は絶対に廃案にしよう」と訴えた（6月20日赤旗）。

⑥6月20日、日本労働弁護団と東京過労死を考える家族の会は、秋葉原駅前で緊急街頭宣伝を行った。寺西笑子さん（過労死遺族）は廃案にするよう訴えた（6月21日赤旗）。

2 (1) 衆議院厚生労働委員会

2018年6月28日、自民、公明、日本維新の会の賛成で「働き方改革」一括法案は強行可決された(6月29日赤旗、朝日、河北)(国民民主、立憲民主、自由、社民、共産は反対)。

(2) ①6月28日夜(強行採決の日)、抗議行動が参院議員会館で展開された(共催日本労働弁護団、東京過労死を考える家族の会。協賛総がかり共同実行委)(6月29日赤旗)。

労働弁護団の棗一郎幹事長は、“安倍政権を倒してわれわれが求める働き方改革を実現していこう”と訴え、東京過労死を考える家族の会代表中原のり子さんは、“これからもたたかい続ける”と表明した。

同日、雇用共同アクション(全労連、全労協などの幅広い労組でつくる)は、参院議員会館前で抗議行動を行った(6月29日赤旗)。

全労連岩橋裕治副議長は、“高プロの問題点が解明されないもとの採決などとてもない”と批判した。

連日行動する東京過労死を考える家族の会佐戸さんは、“これ以上、過労死で息子、娘を亡くす遺族の地獄の苦しみを増やしたくない…ともにがんばりましょう”と訴えた。

また神津里季生連合会長は東京都内の記者会見で、“高プロは削除すべきだ…数の力で押し通そうとしていることに遺憾といわざるを得ない”と語った(6月29日赤旗)。このことは「働き方改革」一括法が労働界の一致した反対にも拘わらず強行されたことを表している。

②6月29日「働き方改革」一括法は参院本会議で自民、公明、維新の会などの賛成で可決され、成立した(6月30日各紙)。

③この日、過労死遺族や弁護士が参議院

議員会館で喪服を着用した怒りの記者会見を行った(6月30日赤旗)。過労で自死した電通社員高橋まつりさんの母幸美さんは、“過労死防止と矛盾する内容だ。まつりの母として絶対に納得できない。命より大切な仕事なんてありません”と訴えた。

また「全国過労死を考える家族の会」の寺西笑子代表は、“首相が遺族との面会を拒否し、過労死防止法(2014年制定)と正反対の法律を強行した。…間違いなく過労死は増える。国は責任をとれるのか。怒りをもって抗議の会見を開いた”と述べた。

(3) ①6月29日、安倍首相は、「(戦後の労働基準法制定以来)70年ぶりの大改革だ」と胸を張ったという。

②中でも高プロの導入は、第一次政権の2007年に「ホワイトカラー・エグゼンプション」の打ち出し以来の念願の政策課題(こだわり)であり、アベノミックス実現のための方策であり、財界の要求でもあった(6月30日朝日新聞)。

現に6月29日、中西宏明経団連会長は「裁量労働制拡大は早期の法案提出を」と注文をつけ、これに応じ安倍政府は再提出の前提となる働き手の実態調査の準備に今秋にも取りかかることも視野に入ると報じられている(6月30日朝日新聞)。

(4) ①「働き方改革」一括法は成立した。過労死遺族や労働者の反対にも拘わらず。

そして今後は、「働き方改革」一括法の廃止を求めるたたかいが重要となる。この展望の下、法の矛盾を衝き、法の弱点を利用し、法の運用を監視し、法の乱用を阻止し、労働者の権利を守るたたかいが重要になる。

このたたかいに示唆を与える赤旗の論稿「残業代ゼロ 論戦で廃止へ展望」(田代正則記者)の大意を引用してこの項目のまとめに換える(6月30日赤旗)。

残業代ゼロ論戦で廃止へ展望

「働き方改革」一括法が29日の参院本会議で採決強行され、可決・成立した。

しかし、過労死遺族や労働者がこぞって反対し、野党の論戦で法案の前提も論拠も総崩れするなど徹底的に追い詰められ、数だけを頼みにかろうじて押し通したにすぎない。

「残業代ゼロ制度」(高度プロフェッショナル制度)に全労連、連合などすべての労働組合、過労死遺族、市民が反対し、野党が結束して追求した。この力は、「高プロ」廃止のたたかいの土台となるものである。

追及でボロボロ

法律は成立したとはいえ、野党の追及でボロボロだ。

労働時間データも労働者のニーズも虚偽と捏造(ねつぞう)が発覚して立法事実は崩壊した。高プロは長時間労働に歯止めがなく、対象業務は省令で自由に決められ、年収要件も「高収入」とは名ばかりなど致命的な欠陥と抜け穴だらけの法律であることが明らかになった。こんな法律を実施しても、深刻な矛盾は避けられない。

財界が一番求めていた裁量労働制の対象拡大を法案から削除させたことは大きな成果だ。

野党は合同ヒアリングなどで、安倍首相が“裁量労働制は一般労働者より労働時間が短くなる”とアピールした答弁の矛盾を追求。労働時間捏造などを認めさせ、法案からの削除に追い込んだ。高プロとセットで導入しようとした財界・大企業のもくろみはつぶれた。

付帯決議47項目

法律は成立したが、たたかいはこれからだ。論戦と労働者のたたかいに押されて、47項目もの前代未聞付帯決議をつけざるを

えなかった。

「(高プロ)で裁量を奪うような成果や業務量を要求してはならない」「(同一労働同一賃金で)通常の労働者の待遇引き下げは、改正の趣旨に反すると周知徹底する」など法律にはない対策を求めている。

省令や指針に盛り込ませれば、改悪法の実施を許さないたたかいに活用できるものだ。労働政策審議会でこれから90を超える政省令や指針などをつくることになっており、健康を確保するなどした政府答弁を守らせ、乱用防止と厳格な運用を明記させるたたかいが求められる。

職場で高プロや「過労死ライン」容認の残業上限を実施させない運動も重要になっている。JMITU(日本金属製造情報通信労働組合)は統一要求で、高プロなどを導入しないよう経営者に約束させる運動に取り組んでいる。今後ねられる高プロの対象業務の拡大や年収要件の引き下げや、裁量労働の対象拡大を許さないたたかいも重要である。

「働き方」一括法とのたたかいは、安倍政権を打倒し、民主主義、立憲主義、平和主義を取り戻す市民と野党の共闘を深化させるものとなっており、新しい政治をつくる展望を示している。

(以下次号)